

職業訓練の実施等による特定求職者の就職 の支援に関する法律施行規則の一部を改正 する省令案要綱

厚生労働省発職 0318 第 2 号

令和 4 年 3 月 18 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 (略)

第二 職業訓練受講給付金の支給に係る特例の延長

一 給付金支給単位期間における職業訓練受講手当の支給基準について、特定求職者の収入の額が八万円以下（厚生労働省職業安定局長の定める場合は十二万円以下）であることとする暫定措置の対象期間を、給付金支給単位期間の初日が令和三年二月二十五日から令和五年三月三十一日までの間にある場合に延長すること。

二 給付金支給単位期間における職業訓練受講手当の支給基準について、特定求職者並びに当該特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母の収入の額を合算した額が四十万円以下であることとする暫定措置の対象期間を、給付金支給単位期間の初日が令和三年十二月二十一日から令和五年三月三十一日までの間にある場合に延長すること。

三 令和三年十二月二十一日から令和四年三月三十一日までの間に認定職業訓練又は公共職業訓練（以下「認定職業訓練等」という。）の受講日がある場合、当該受講日が属する給付金支給単位期間から訓練

終了日が属する給付金支給単位期間までにおける職業訓練受講手当の支給基準について、当該認定職業訓練等を受講した日数又は時間数の当該認定職業訓練等の実施日数又は当該認定職業訓練等を行う者が定める時間数に占める割合が百分の八十以上であることとする暫定措置の対象期間を令和三年十二月二十一日から令和五年三月三十一日までに延長すること。

四 令和三年十二月二十一日から令和四年三月三十一日までの間に特定求職者がやむを得ない理由以外の理由により認定職業訓練等を受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合の職業訓練受講手当の額について、十万円（給付金支給単位期間における日数が二十八日未満の場合には、三千五百八十円に当該給付金支給単位期間における日数を乗じて得た額）から、当該認定職業訓練等をやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった日数（当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の一部を受講しなかった日（当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の二分の一未満に相当する部分を受講しなかった日に限る。）があるときは、当該認定職業訓練等を受講しなかった日数に当該一部分を受講しなかった日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数（一日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）。以下この第二において同じ。）の当該給付金支給単位期間の現日数に占める割合

を当該額に乗じて得た額を減じた額とする暫定措置の対象期間を令和三年十二月二十一日から令和五年三月三十一日まで延長すること。

五 令和三年十二月二十一日から令和四年三月三十一日までの間に特定求職者がやむを得ない理由以外の理由により認定職業訓練等を受講しなかった時間数がある場合の職業訓練受講手当の額について、十万円（給付金支給単位期間における日数が二十八日未満の場合には、三千五百八十円に当該給付金支給単位期間における日数を乗じて得た額）から、当該時間数の当該給付金支給単位期間において当該認定職業訓練等を行う者が定める時間数に占める割合を当該額に乗じて得た額を減じた額とする暫定措置の対象期間を令和三年十二月二十一日から令和五年三月三十一日まで延長すること。

六 令和三年十二月二十一日から令和四年三月三十一日までの間に四の実施日がある場合の規則第十二条第二項に規定する通所手当の額について、特定求職者の区分に応じて定める額（給付金支給単位期間における日数が二十八日未満の場合には、当該給付金支給単位期間における日数を二十八で除して得た割合を特定求職者の区分に応じて定める額に乗じて得た額）から、当該認定職業訓練等をやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった日数の当該給付金支給単位期間の現日数に占める割合を当該額に乗

じて得た額を減じた額とする暫定措置の対象期間を令和三年十二月二十一日から令和五年三月三十一日までに延長すること。

七 令和三年十二月二十一日から令和四年三月三十一日までの間に四の実施日がある場合の規則第十二条第六項に規定する通所手当の額について、特定求職者の区分に応じて定める額（給付金支給単位期間における日数が二十八日未満の場合には、当該給付金支給単位期間における日数を二十八で除して得た割合を特定求職者の区分に応じて定める額に乗じて得た額）から、当該認定職業訓練等をやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった日数の当該給付金支給単位期間において当該認定職業訓練等を行う者が通所により受講すべき日として定める日数に占める割合を当該額に乗じて得た額を減じた額とする暫定措置の対象期間を令和三年十二月二十一日から令和五年三月三十一日までに延長すること。

八 令和三年十二月二十一日から令和四年三月三十一日までの間に実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等を受講する者に係る四の実施日がある場合の寄宿手当の額について、一万七千円（給付金支給単位期間における日数が二十八日未満の場合には、当該給付金支給単位期間における日数を二十八で除して得た割合を一万七千円に乗じて得た額）から、特定求職者が配偶者等と別居して寄宿

していなかった日数と当該認定職業訓練等をやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった日数を合算した日数の当該給付金支給単位期間の現日数に占める割合を当該額に乗じて得た額を減じた額とする。暫定措置の対象期間を令和三年十二月二十一日から令和五年三月三十一日までに延長すること。

九 令和三年十二月二十一日から令和四年三月三十一日までの間に実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練等を受講する者に係る四の実施日がある場合の寄宿手当の額について、一万七 hundred 円（給付金支給単位期間における日数が二十八日未満の場合には、当該給付金支給単位期間における日数を二十八で除して得た割合を一万七 hundred 円に乗じて得た額）から、当該認定職業訓練等をやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった日数の当該給付金支給単位期間において当該認定職業訓練等を行う者が寄宿すべき日として定める日数に占める割合を当該額に乗じて得た額を減じた額とする。暫定措置の対象期間を令和三年十二月二十一日から令和五年三月三十一日までに延長すること。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、令和四年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。